

西町五丁目緑地 都市計画案の説明会

令和7年10月9日

国分寺市建設環境部緑と公園課

説明会 次第

- 開会の挨拶
- 担当職員紹介
- 都市計画について
- 事業概要について
 1. 計画地の位置・特性
 2. 計画の位置付け
 3. 都市計画案の内容
 4. スケジュール（予定）
- 質疑応答

• 都市計画について

都市計画運用指針（国土交通省）において、都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備等に関する計画と位置付けられています。

都市計画法に基づく一定の手続きにより、将来のまちづくりに必要な緑地の都市施設として決定していきたいと考えています。

Q & A

Q. なぜ都市計画の指定を行うのですか？

A. 都市計画施設の指定、事業認可をもって、公園・緑地事業として整備を進めることにより将来にわたって緑地の保全、緑の確保を行うためです。

Q. 都市計画施設の指定をすることによってどのような制限がかかりますか？

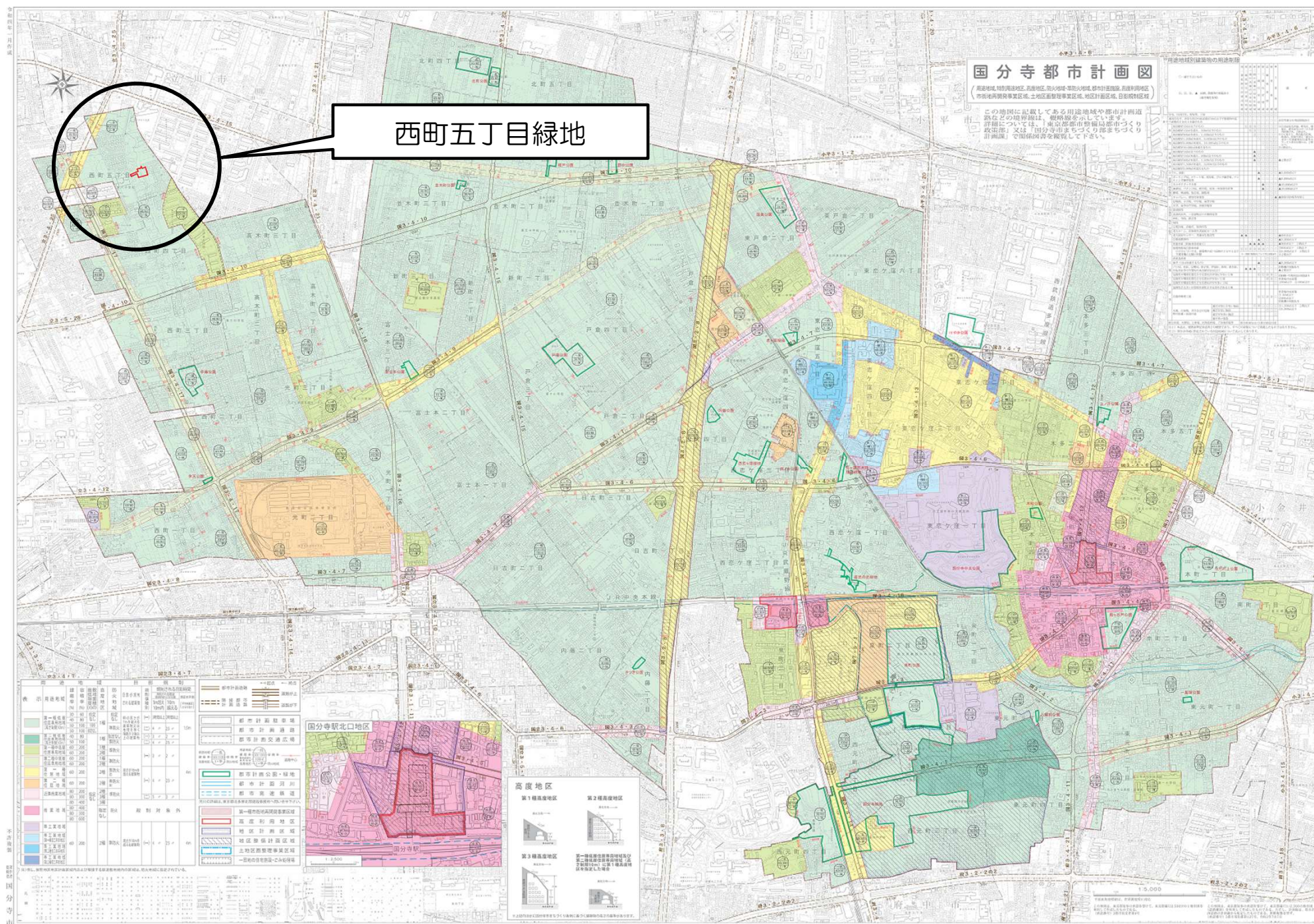
A. 公園・緑地事業などを円滑に推進するため、都市計画決定された区域内では、建築物の建築や土地の形質変更について制限が発生します。

- ・事業概要について
 - 1. 計画地の位置・特性

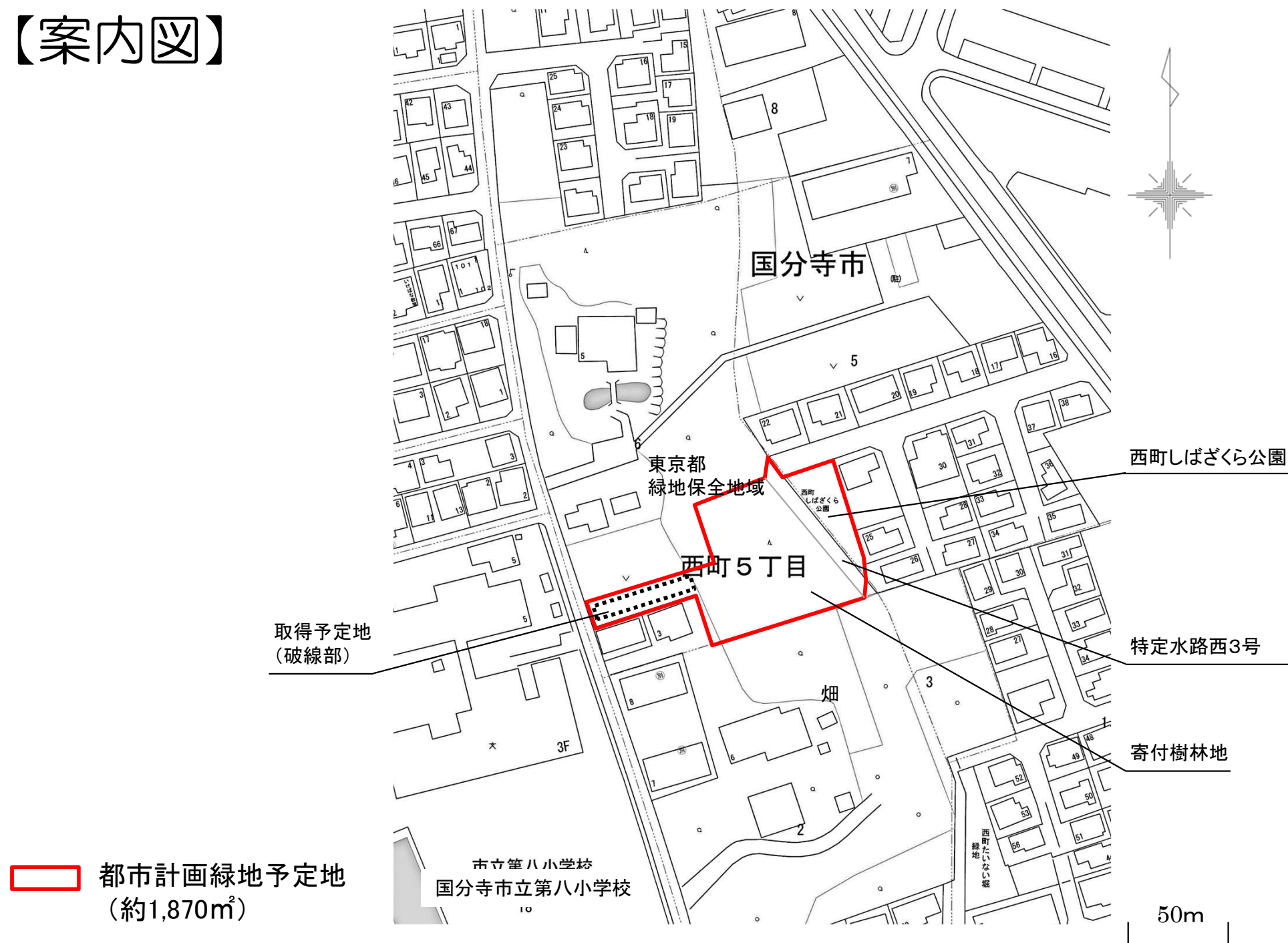
西町五丁目緑地は、都市計画公園・緑地が少ない北西側のエリアに位置しています。

都市計画緑地として指定する場所は、市の所有する用地（西町しばざくら公園・寄附樹林地・水路）と民地（取得予定地）を合わせた約1,870m²の広さとなっています。

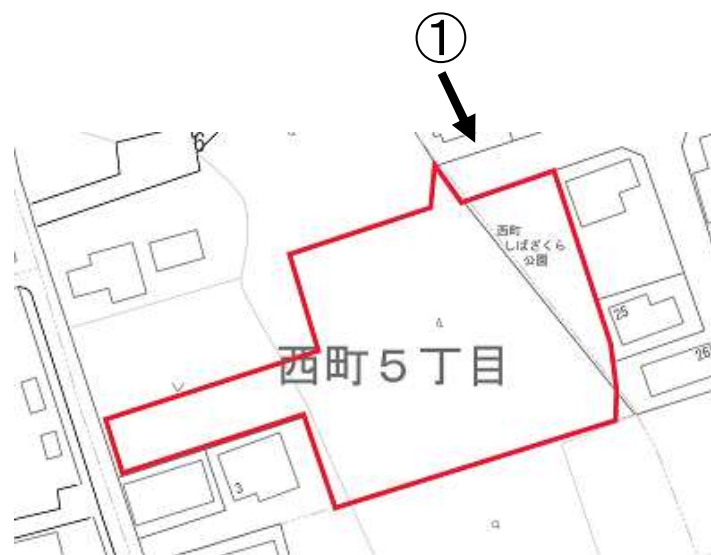
【都市計画図】



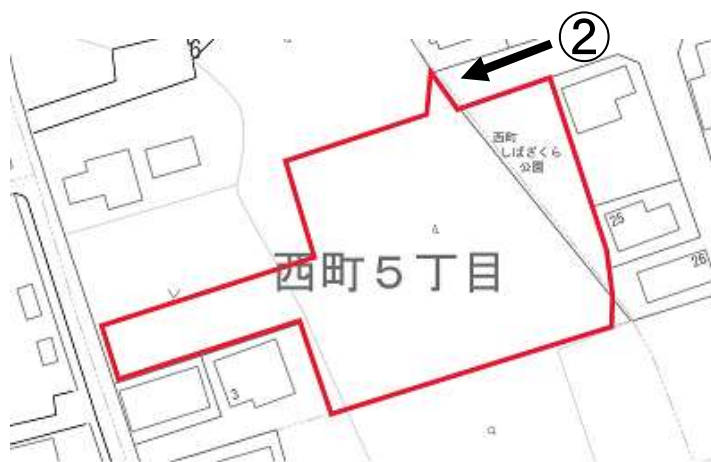
【案内図】



【現地写真】



①



②



③



④

2. 計画の位置付け

①国分寺市都市計画マスタープラン（平成28年2月）

「地域資源を活かした歴史文化、自然を感じられる空間を形成します」

②国分寺市緑の基本計画2011（平成23年3月）

「国分寺崖線の緑や湧水、農地、雑木林、屋敷林など、本市の貴重な緑と水辺を守り、活かし次世代に引き継いでいきます」

上記の計画や寄附者の意向を踏まえ、市内に残る数少ない緑地の一つを樹林地のまま保全します。

3. 都市計画案の内容

国分寺都市計画緑地を次のように追加し変更します。

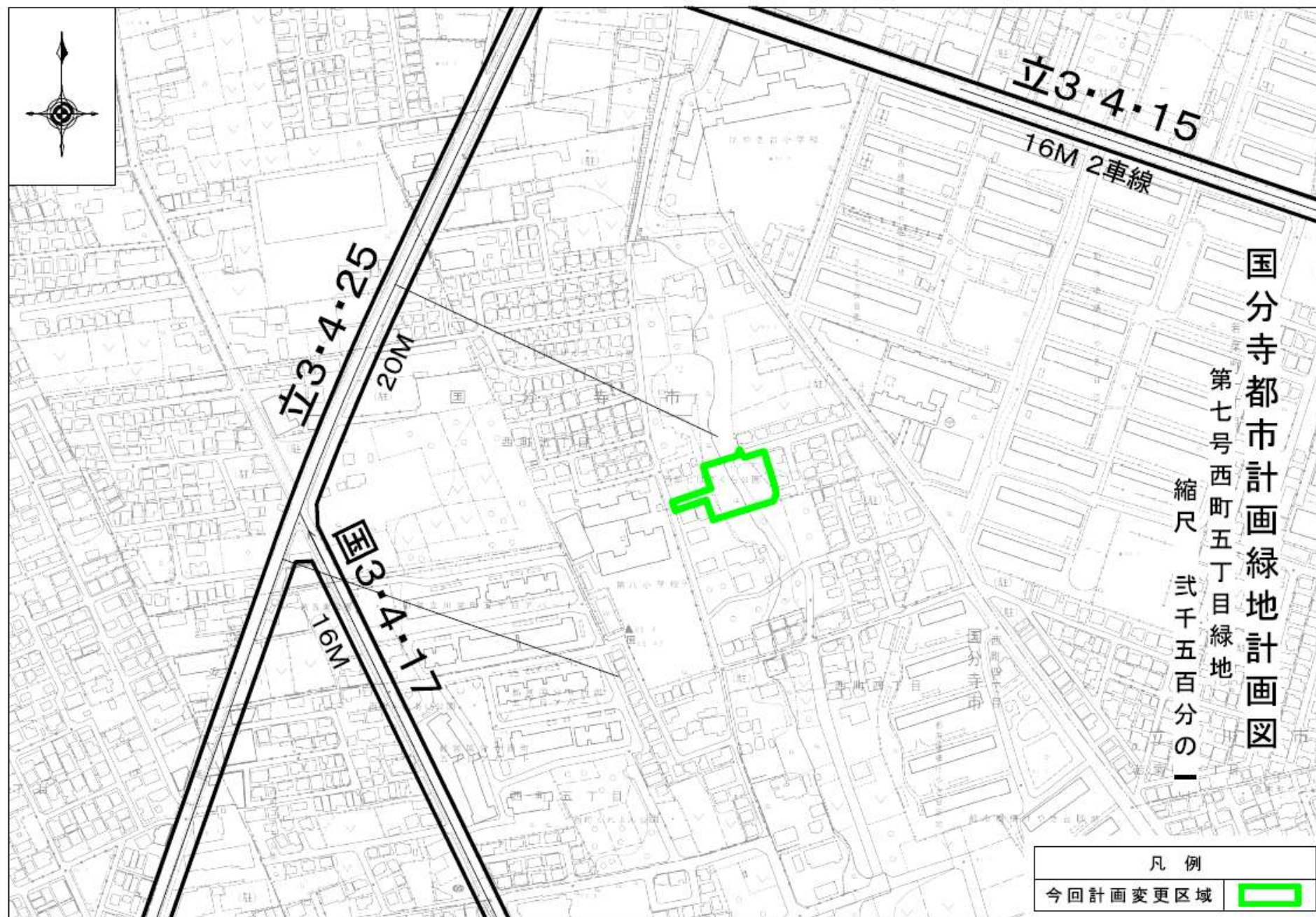
種類・名称：国分寺都市計画緑地西町五丁目緑地

位置：国分寺市西町五丁目地内

面積：約0.19ha

目的：現に存する樹林地を将来にわたって保全するため。

【都市計画緑地計画図】



4. スケジュール（予定）

①令和7年度の予定

	都市計画・決 定	懇談会・説明会	公 告・縦 覧	都市計画審議会
4月				
5月	原案の決定	懇談会		
6月		原案の説明会	原案の公告・縦覧 意見書・公述申出書の受付	
7月		公聴会（※）		
8月				案の諮問
9月	案の決定	本日 案の説明会		
10月			案の公告・縦覧 意見書の受付	
11月	都市計画の決定			諮 問
12月	都市計画決定		都市計画決定の公告 都市計画決定の縦覧	

（※）公述の申し出がなかったため中止となりました。

【縦覧】 ○都市計画案について、ご覧いただけます。

期間:令和7年10月2日(木)～10月22日(水)
(土・日曜日・祝日は除く8:30～17:15)

場所:緑と公園課(市役所3階)

都市計画の種類・名称:国分寺都市計画緑地 西町五丁目緑地

【意見書】 ○都市計画案の内容について、意見書を提出することができます。

期間:令和7年10月2日(木)～10月22日(水)

方法:都市計画の種類・名称、意見、住所、氏名を記入のうえ、
緑と公園課に郵送(消印有効)、Eメール(18ページ参照)
または直接持参(土・日曜日・祝日は除く8:30～17:15)
ください。※様式は問いません。

②令和8年度以降の予定

- ・優先整備区域の設定
- ・事業認可の取得
- ・用地取得及び市民懇談会
- ・設計及び整備工事
- ・公園条例の一部改正

●お問合せ先

建設環境部緑と公園課公園緑地係

042-312-8677（内線3508）

Email：

midorikouen@city.kokubunji.tokyo.jp